平成２７年（フ）第６２９号
熊本県菊池郡大津町大字杉水681番地１　ドリームハウス202号
債務者　米山　峰雄
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６３１号
熊本市北区飛田２丁目４番71号　103号
債務者　前田真由美
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４９号
富山県滑川市常盤町616番地　スタンザトキワ208、前住所北海道苫小牧市明野新町１丁目18番14号　テンインポートＢ－101号
債務者　大橋　虎人
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６６号
富山市金屋5128番地　メゾングランデージ金屋203号
債務者　伊藤　淳子
１　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４６号
千葉県柏市亀甲台町１丁目20番９号　グレイスフル202号
債務者　三木　直美
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０３号
新潟県長岡市寺泊下桐860番地３
債務者　小栁　則也
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
新潟県見附市牛ケ嶺町1581番地
債務者　中澤　宏美
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
新潟県長岡市寺泊求草2303番地
債務者　遠藤まゆみ
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１４８９号
愛知県あま市本郷三反地10番地　ハイム本郷101号、従前の住所名古屋市中村区八社１丁目32番地　川口ビル１Ａ
債務者　川口　嘉子
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９５号
名古屋市昭和区藤成通４丁目４番地　桜山マンション703号
債務者　花井　幹子
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５５号
青森市大字羽白字沢田503－３　メゾンウィングＢ棟101号室、住民票上の住所青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田丑ヶ沢14番地１
債務者　鈴木　雄太
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８６号
名古屋市天白区井口１丁目1304番地　メイプルハウス201号
債務者　鈴木　麻里
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
高知県幡多郡大月町大字姫ノ井1400番１号地
債務者　宮林　幸子
１　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時55分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５９号
高知県幡多郡大月町大字頭集663番地４
債務者　宮崎　克明
１　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第６２６号
熊本市西区池上町1360番地
債務者　中原　武美
１　決定年月日時　平成27年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９７８号
東京都昭島市拝島町２丁目19番２号カサベルデ105号
債務者　小池　直子（旧姓大森）
１　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部